

安 全 管 理 規 程

令和7年4月2日

株式会社 ユニバーサルクルーズ

制定日:令和4年8月20日

改訂日及び改訂内容

令和6年3月26日 使用船舶追加に伴い運航基準改定

令和6年7月11日 運航基準改訂(使用船舶追加)

令和6年8月5日 運航基準改訂(使用船舶名等変更)

令和6年9月20日 運航基準改訂(使用船舶追加等)

令和6年10月1日 非常連絡先改訂(運航管理者変更、船長追加)

令和7年2月1日 非常連絡先改訂(安全統括管理者変更、船長追加)

令和7年4月1日 非常連絡先改訂(運航管理者変更)

令和7年4月2日 運航管理規程改訂(大阪・関西万博期間作業基準追加)、
運航基準改訂(使用船舶追加)

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの債務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者および運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画・配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育及び訓練
- 第15章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の利用する旅客船(以下「船舶」という。)の業務(付随する業務を含む。以下同じ。)を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は次に定めるところによる。

番号	用語	
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理があるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し、設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者(営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。)
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季などに関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗務員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして、次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	運航の中止	発航又は基準運航を中止すること
(17)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと。
(18)	気象・海川象	風速(10 分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときはその中の最小値をとる)、波高(隣りあった波の峰と谷との鉛直距離)及び潮位(大阪湾基準面)
(19)	運航基準図	航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(20)	船舶上	舷側より内側。ただし舷梯、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(21)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(22)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(23)	陸上施設	棧橋(防舷設備を含む)旅客待合室、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

2. 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
3. 旅客の乗下船、船舶の離着岸に係る作業方法、危険物の取り扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
4. 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
5. 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。
6. 「大阪・関西万博航路」就航時、夢洲北岸浮棧橋における旅客誘導及び係船作業は、夢洲北岸浮棧橋入出港管理要領(日博協第 6261 号、R6.11.13)、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会夢洲北岸浮棧橋使用規程(日博協第 6260 号 R6.11.13)を遵守したうえで、日本国際博覧会協会発出「夢洲北岸浮棧橋作業体制について」に定めるところによる。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1)関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2)安全方針の設定
- (3)安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4)重大な事故等に対する確実な対応
- (5)安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6)安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容において、確実に実施する。

2. 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ通知する。

2. 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1)関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2)安全マネジメント態勢の継続的改善
3. 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2. 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
3. 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
4. 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次の通り安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

本社(船舶)	安全統括管理者	1名
本社(船舶)	運航管理者	1名
本社(営業所)	運航管理補助者	1名

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1)国土交通大臣の解任命令が出されるとき。
- (2)身体の故障その他やむを得ない事由により、職務を引き続き行なうことが困難になったとき。
- (3)安全管理規程に違反することにより運航管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2. 経営トップは安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、本社運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2. 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2. 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは、経営トップが職務と執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社又は船舶に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2. 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引き継いでおくものとする。

ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることが出来ないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行なうほか、船長の職務権限に属する事項を除き船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を直接指揮監督すること。
2. 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を浸し又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは第13条第2項の順位に従い、その職務を代行するものとする。

2. 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の区域内にある船舶の運航管理に関して運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
 - (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
 - (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業実施並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2. 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画・配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び決定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、大阪湾、港

内、淀川(附随する河川)の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第 22 条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないのか、航路に精通した船舶職員が乗組むことになっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第 23 条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は前 2 条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2. 船舶又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第 9 章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第 24 条 船長は適時、運航の可否判断を行い、気象・海川象・潮位が一定の条件に達したとき又は達する恐れがあると認められるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2. 船長は、発航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
3. 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
4. 船長は、運航中止の措置をとったときは、すみやかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。
5. 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
6. 運航中止の措置をとるべき気象・海水象・潮位の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第 25 条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより発航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2. 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して、発航、基準航行の継続又は着岸を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第 26 条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2. 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
3. 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第 27 条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地にける使用岸壁の手配等適切な援助を行なうものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第 28 条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 29 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。 い

- (1) 気象・海川象・潮位に関する情報
- (2) 大阪湾、港内、淀川水系の状況
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 乗船した旅客数
- (5) 乗船待ちの旅客数
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 30 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え出港するとき
- (2) 着岸したとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備必要とする事態が生じたとき

2. 船長は次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海川象・潮位に関する情報
- (2) 航行中の航路の状況

(運航基準図)

第 31 条 運航管理者は、船長と協議して各航路ごとに運航基準図を作成して、船舶及び本社に備え付けなければならない。

2. 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 32 条 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2. 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

3. 作業員の具体的配置、船内作業員の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 33 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱は、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 34 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸等の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 35 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を、点検簿に従って点検しなければならない。

(船内巡視)

第 36 条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所につ

いては乗組員に点検させるものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 37 条 運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第 38 条 乗組員は、飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間(いかなる場合も吸気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間)、当直を実施してはならない。

2. 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間(いかなる場合でも吸気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間)、当直を実施させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 39 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 40 条 船長は、船舶の船体、機関、諸設備、諸装置について、点検簿を作成し、それに従って原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2. 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第 41 条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について毎日 1 回以上点検を実施し、異常のある箇所を発見したときは、直ちにその修復整備の措置を講じなければならない。

第 13 章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 42 条 事故処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の状態を念頭におき措置を講じること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上作業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第 43 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講じるとともに、事故処理基準にさだめるところにより、事故の状況及び講じた措置をすみやかに運航管理者に連絡しなければならない。この場合において第三者の助言又は援助を必要と認めるときは、併せて警察官署等への連絡を行わなければならない。この場際において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2. 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なお、携帯電話がある場合は「118(海上)又は 110(河川)番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第 44 条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置)

第 45 条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

(事故の処理)

第 46 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 47 条 事故関係の通信は最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 48 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、すみやかに近畿運輸局関係部署及び警察官署等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 49 条 安全統括管理者及び運航管理者及び運航管理補助者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し事故の再発の防止及び事故処理改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育及び訓練

(安全教育)

第 50 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。)や海上交通関係法令、大阪府が条例で定める水上交通関係規則等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第 52 条 運航管理者は、前 3 条の教育及び訓練を行なったときは、その概要を記録簿に記録し ておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第 53 条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年 1 回以上船舶及び陸上施設の状態並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント機能全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶についても行うものとする。さらに重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2. 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3. 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4. 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5. 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第 15 章 雑則

(安全管理規程等の備付)

第 54 条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震対策基準を含む)及び運航基準図を船舶、本社その他必要な場所に容易に閲覧できるように備え付けなければならない。

2. 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第 55 条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2. 輸送の安全に係わる運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
3. 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実施反映状況について社内へ周知する。
4. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附則

1 この規程は、令和 4 年 9 月 20 日より実施する。

2 第 1 章、第 3 条第 6 項(「大阪・関西万博航路」就航時、夢洲北岸浮棧橋における作業基準)の規定は、2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催期間中に限るものとする。

(夢洲北岸浮棧橋入出港管理要領(日博協第 6261 号、R6.11.13)、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会夢洲北岸浮棧橋使用規程(日博協第 6260 号 R6.11.13)、日本国際博覧会協会発出「夢洲北岸浮棧橋作業体制について」を本書に添付する。)

運 航 基 準

株式会社 ユニバーサルクルーズ

目 次

第1章 目的

第2章 運航の可否判断

第3章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の中止)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海川象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

河川基準

風速	波高	視程	水位
15m/s 以上	0.5m 以上	300m 以下	* 190cm 以上

* 水位の基準 OP(大阪湾基準面)による

海上基準

風速	波高	視程	潮位
15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下	—

2. 船長は、前項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となる恐れが、あると認めるときは、又は、周囲の視程が300(海上においては500)メートル以下になったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の中止・橋梁通過の中止)

第4条 船長は、着岸予定棧橋の気象・海川象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、岸壁(棧橋)の変更、その他の適切な措置をとらなければならない。

風速	波高	視程
15m/s 以上	0.5(海上においては1.5)m 以上	300(海上においては500)m 以下

(運航の可否判断の記録)

2. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、潮流、潮位、船速及び他の船舶、特に雑種船(港則法上の雑種船)との関係から航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他、航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は別表のとおりとする。

2. 船長は速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に提示しなければならない。

(特定航法)

第8条 船長は淀川水系における航法を遵守するとともに各航路において、次の特定航法を遵守しなければならない。

- ①船長は、常に見張員を配置し雑種船と行き合うときは、速力に充分注意して減速航行(3 ノット以下)して、船舶のうねり等によるボート等の転覆防止に充分注意しなければならない。
- ②橋梁通過時行き合い船がある場合、相手船が通過するまで待機し、見届けた上通過する。

(別表)

速力基準表				
船名	速力	微速	半速	全速
	機関回転数			
汽船 315 汽船 SUITO	速力(節)	3	16	35
	(RPM)	900	2200	4500
汽船 UC200	速力(節)	6	12	27
	(RPM)	650	1000	1800
汽船 UC80	速力(節)	6	11	26
	(RPM)	650	1000	1800
<u>汽船 UC70</u>	速力(節)	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>20</u>
	(RPM)	<u>600</u>	<u>1000</u>	<u>1500</u> <u>2000(ウォーター</u> <u>ジェット)</u>

作 業 基 準

株式会社 ユニバーサルクルーズ

目 次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業等
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき各航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い運送をすべて拒絶する。
3. 運航管理補助者又は船内作業員は旅客の手荷物、小荷物その他物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検をし、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は原則として離岸10分前とする。

2. 離岸10分前になったときは、船内作業員は、舷門を開放し旅客の乗船を開始する。
3. 船内作業員は、乗船客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速、且つ確実に離岸作業を行なう。

(係留中の保安)

第6条 船長は係留中の旅客の安全に支障のないよう、係留方法等の保安に充分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。

2. 船内作業員は、船体の動揺が収まると旅客を誘導し下船させ、下船完了後船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項(別紙1)を掲示等により周知しなければならない。また、周知事項の掲示場所は、旅客待合所及び発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、乗下船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項(別紙2)を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号・避難経路等)
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象・海川象の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

(別紙1)

ご乗船の皆様へ

◎海上運送法により、次に掲げる行為は禁止されておりますのでご注意ください。

(禁止行為等)

旅客は船内において、他の旅客の安全を害する次の行為をいたしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備、その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船内の立ち入りを禁止された場所へ立ち入ること。
- (3) 船内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常時の際に使用すべき装置、又は器具を操作し又は移動すること。
- (5) 石、ガラス瓶、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (6) 海中投棄を禁止された物品(塵埃を含む)を海中に投棄すること。
- (7) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (8) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- (9) 許可なく刀剣、銃器、兵器、爆発物、その他危険品を船内に持ち込むこと。
- (10) その他船舶の運航に支障を生じるおそれのある行為をすること。

(係員の指示)

乗下船及び非常の際には係員の指示に従って下さい。

(貴重品等について)

貴重品等は、常に身近にお持ち下さい。また、船酔い、病気、盗難等の発生した場合は、直ちに乗組員までお知らせ下さい。

株式会社 ユニバーサルクルーズ

(別紙2)

ご乗船の皆様へ

◎海上運送法により、次に掲げる行為は禁止されておりますのでご注意ください。

(禁止行為等)

旅客は船内において、他の旅客の安全を害する次の行為をいたしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備、その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船内の立ち入りを禁止された場所へ立ち入ること。
- (3) 船内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常時の際に使用すべき装置、又は器具を操作し又は移動すること。
- (5) 石、ガラス瓶、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (6) 海中投棄を禁止された物品(塵埃を含む)を海中に投棄すること。
- (7) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (8) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- (9) 許可なく刀剣、銃器、兵器、爆発物、その他危険品を船内に持ち込むこと。
- (10) その他船舶の運航に支障を生じるおそれのある行為をすること。

(非常時等について)

本船が危険な状態となりましたときは、次のような汽笛又は方法でお知らせします。その場合には船長の命により、乗組員が皆様方を誘導いたしますので、その指示に従ってください。(全員退船[(口頭)船内放送又は肉声(汽笛) — — — — —])尚、船内各所には非常時脱出方向を → 印で救命胴衣の格納場所を 救命胴衣 印で、又その救命設備には、救命具印で設置場所が表示してありますので予めご承知下さい。救命胴衣着用説明図は、格納場所に表示してあります。

(係員の指示)

乗下船及び非常の際には係員の指示に従ってください。

(貴重品等について)

貴重品等は、常に身近にお持ち下さい。また、船酔い、病気、盗難等の発生した場合は、直ちに乗組員までお知らせ下さい。

株式会社 ユニバーサルクルーズ

事 故 処 理 基 準

株式会社 ユニバーサルクルーズ

目 次

第1章	総則
第2章	事故発生時の通報
第3章	事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因等を究明し将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 この基準において、事故とは当社の運航中の船舶に係る(1)から(4)に掲げる事象をいい「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病又はその他の重大な人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、障害又は暴行等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前期(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2. 第三者の助言又は援助を必要とする場合、船長から運航管理者、近畿運輸局関係部署及び警察官署等への連絡は、別表1「官公署及び医療機関連絡表」及び別表2「非常連絡表」により行なうものとする。
3. 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(メール FAX を含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。
4. 非常連絡は、原則として別表2「非常連絡表」によるものとする。
ただし、事故の内容によっては運航管理者の判断で、運輸局及び警察官署等を除き、連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行なうものとする。

(1) 全事故に共通する事項

- ①船名 ②日時 ③場所 ④事故の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否
- ⑦当時の気象・海川象

(2) 事故の態様による事項

		連絡事項
A	衝突事故	1. 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等) 2. 船体、機器の損傷状況 3. 浸水の有無(あるときはD項) 4. 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) 5. 自力航行の可否 6. 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主船長名(できれば住所連絡先) 7. 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)
B	乗揚げ事故	1. 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海(川)底との接触個所

		船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等) 2. 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 3. 船体に及ぼす風、波浪の影響 4. 船体、機器の損傷状況 5. 浸水の有無(あるときはD項) 6. 離礁の見とおし及び陸上からの救助の可否 7. 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
C	火災事故	1. 出火場所及び火災の状況 2. 出火原因 3. 船体、機器の損傷状況 4. 消火作業の状況 5. 消火の見通し
D	浸水事故	1. 浸水箇所及び浸水の原因 2. 浸水量及び増減の程度 3. 船体、機器の損傷状況 4. 浸水防止作業の状況 5. 船体に及ぼす風浪の影響 6. 浸水防止の見通し 7. 流出油の有無(あるときは、その程度及び防除措置)
E	強取、殺人 障害、暴行等 の不法行為	1. 事件の種類 2. 事件発生の端緒及び経緯 3. 被害者の氏名、被害状況等 4. 被害者の人数、氏名等 5. 被害者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 6. 措置状況等
F	人身事故 (行方不明を除く)	1. 事故の発生状況 2. 死傷者数又は疾病者数 3. 発生原因 4. 負傷又は疾病の程度 5. 応急手当の状況 6. 緊急下船の必要の有無
G	旅客、乗務員 等の行方不明	1. 行方不明が判明した日時及び場所 2. 行方不明の日時、場所及び理由(推定) 3. 行方不明者の氏名等 4. 行方不明者の遺留品等
H	その他の事故	1. 事故の状況 2. 事故の原因 3. 措置の状況
I	インシデント	1. インシデントの状況 2. インシデントの原因 3. 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 海難事故の場合
 - ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
 - ② 人身事故に対する早急な救護
 - ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
 - ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
 - ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
- (2) 不法事件の場合
 - ① 被害者に対する早急な救護
 - ② 不法行為者の隔離又は監視
 - ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
 - ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
 - ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡がなく異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が遅延している場合は遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係警察官署等に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って、関係者に通報しなければならない。
3. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき措置は概ね次の通りである。
 - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
 - (2) 警察官署等への救助要請
 - (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための搜索船又は救助船等の手配
 - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
 - (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者・運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
運航管理補助者	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施その他救難に必要な事項に関すること
営業担当	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客対策に関すること、被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対(発表を除く)、救難関係物資の調達、補給、その他商務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 安全統括管理者、船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合には、その医師の協力を要請することし、不在の場合は別表1「官公署医療機関連絡表」により救急要請又は最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第 10 条 安全統括管理者船長及び運航管理者は、事故の処理後関係官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第 11 条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次の通りとする。

事故調査委員会

委員役職名	担当
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者/運航管理者
委員	運航管理補助者